

指 示

平成23年5月30日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月13日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年5月1日付け指示、平成23年5月23日付け指示及び平成23年5月25日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村及び西郷村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

平成23年5月13日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月9日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年4月25日付け指示、平成23年5月1日付け指示及び平成23年5月11日付け指示については、引き続き措置されたい。

### 記

1. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村、平田村及び西郷村において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 福島県福島市及び桑折町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。